の電波の一MHzの帯域幅における受信電力がマイナス九五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この号において同じ。）以上の範囲内で運用される無線局相互間で行われる通信（以下この号において「端末間通信」という。）を行うものは、最大等価等方輻射電力が二五ミリワットを超え二〇〇ミリワット以下の親局からの電波の一MHzの帯域幅における受信電力を四秒以下の間隔で測定し、その値がマイナス九五デシベル未満の場合は端末間通信を直ちに停止する機能を有すること。

ヲ　イからルまでに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものであること。

［五・六　略］

別表第二号（第６条関係）

［第１～第29　略］

第30　小電力データ通信システムの無線局及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は，第１から第４までの規定にかかわらず，次のとおりとする。

［１・２　略］

３　5,925MHzを超え6,425MHz以下の周波数の電波を使用するもの

［(1)～(4)　略］

(5)　占有周波数帯幅が160MHzを超え320MHz以下のもの　320MHz

［４・５　略］

［第31～79　略］

別表第三号（第７条関係）

［１～28　略］

29　小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて5,150MHzを超え5,350MHz以下、5,470MHzを超え5,730MHz以下又は5,925MHzを超え6,425MHz以下の周波数の電波を使用するもの及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局の送信設備の任意の1MHzの帯域幅における不要発射の等価等方輻射電力の強度の許容値は、２に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

［(1)　略］

(2)　5,150MHzを超え5,250MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局であつて自動車内に設置する無線局（自動車内に設置するものから制御を受けるものを除く。）の送信設備

［表　略］

［注　略］

［(3)～(8)　略］

(9)　5,925MHzを超え6,425MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて最大等価等方輻射電力が25ミリワット以下の無線設備

占有周波数帯幅	基本周波数	周波数帯	不要発射の強度の許容値
［略］			
80MHzを超え160MHz以下	6,025MHz	5,925MHz以下	0.2μW以下
	6,345MHz	6,425MHz以上 6,425.1MHz未満	50μW以下

ル　イからヌまでに掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものであること。

［五・六　同上］

別表第二号（第６条関係）

［第１～第29　同左］

第30　小電力データ通信システムの無線局及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は，第１から第４までの規定にかかわらず，次のとおりとする。

［１・２　同左］

３　5,925MHzを超え6,425MHz以下の周波数の電波を使用するもの

［(1)～(4)　同左］

［新設］

［４・５　同左］

［第31～79　同左］

別表第三号（第７条関係）

［１～28　同左］

29　［同左］

［(1)　同左］

(2)　5,150MHzを超え5,250MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局であつて自動車内に設置する無線局の送信設備

［表　同左］

［注　同左］

［(3)～(8)　同左］

(9)　［同左］

占有周波数帯幅	基本周波数	周波数帯	不要発射の強度の許容値
［同左］			
80MHzを超え160MHz以下	6,025MHz	5,925MHz以下	0.2μW以下
	6,345MHz	6,425MHz以上 6,425.1MHz未満	50μW以下